

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市北井上コミュニティセンターの利用料金の減免
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	北井上地区コミュニティ協議会 (電話 642-8139)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】 1 北井上地区コミュニティ協議会加入の団体の利用については、20%引きとする。 2 会長が必要と認めるときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>◎役所等行政に関する利用 ◎コミュニティ協議会、公民館主催に関する利用 ◎高齢者、障害者の利用(公式以外は除く) ◎学校、幼、保育に関する利用(公式以外は除く) ◎その他、会長が必要と認めるとき</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設定等年月日